

答申第4号
平成28年11月21日

南三陸町長 佐藤 仁様

南三陸町
情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐藤 徳憲

オンライン結合による個人情報の提供について（答申）

平成28年9月5日付け南三企第320号で諮問がありましたこのことについて、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

1 審査会の結論

住民票等のコンビニエンスストアにおける交付に係るオンライン結合による個人情報の提供は、「3 審査会における検討・判断」に記載のとおり、附帯意見を付した上で、公益上の必要があること及び個人の権利利益を侵害するものではないことを認める。

2 諒問の概要

町は、役場及び支所の窓口において交付の各種証明書のうち、住民票等（住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書及び所得証明書）について、住民サービスの向上及び行政改革の推進を主たる目的として、コンビニエンスストアにおける交付を開始する。

このコンビニエンスストアにおける住民票等交付業務（以下「コンビニ交付」という。）の実施に当たっては、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）と委託契約を締結し、J-LISが管理運営するJ-LIS証明書交付センターの広域交付サーバと町の住民情報・証明書発行サーバを、町の住民情報システム等関連業務の受託者であるテクノ・マインド株式会社を介した通信回線により結合し、J-LISに対し個人情報を提供する必要がある。

この通信回線の結合による個人情報の提供は、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「条例」という。）第11条第1項（オンライン結合による提供の制限）に定める「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするもの）による個人情報の実施機関以外のものへの提供」に該当する。

のことから、実施機関である町長は、条例第11条第1項に照らし、本件オンライン結合による個人情報の提供が「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているものと認められるかどうか」に関し、条例第11条第2項に基づき当審査会に意見を求めたものである。

3 審査会における検討・判断

（1） 公益上の必要

コンビニ交付は、国が推し進める個人番号制度下における一施策であり、今後、全国の市町村において広く導入が図られることも想定されるものである。

個個人の就業その他の生活の形態に照らし、自己の住民票等を必要なときに迅速かつ簡易に取得できるサービスの提供は、住民の利便性の向上につながることはもとより、行政のみが交付し得る証明書を用いた適時的確な権利関係の立証にもつながるものであり、こうした効果等に鑑みれば、一定の公益性が認められるものである。

（2） 個人の権利利益を侵害するおそれとその対応

コンビニ交付は、上記（1）のとおり公益上の必要があると認められるサービスである一方、コンビニ交付の実施に当たっては民間事業者を含む複数の機関が関係する仕組みにより住民の個人情報が取り扱われること、さらには、コンビニ交付の前提となる個人番号カードに関し、その取得・保有及び活用に当たっての留意点等がどの程度認知されているかといったことには、いまだ懸念がある。

オンライン結合に採用する使用回線を独立等させ、また、証明書自体へのけん制文字、スクランブル画像等の処理や出力した証明書データの即時消去等といった対応を施すことにより、情報の漏えい、改ざん・偽造の防止といった物理的かつ管理面からの措置はでき得る限り講じられていると認めるものの、今後の運用に当たっては次の点について特に配意願いたく、要請するものである。

- ・ コンビニ交付は、時代の要請にも応え、全国画一的な仕組み・枠組みにより展開されるサービスではあるものの、当然に、個人情報の保護措置が確立されていることが前提となるものであり、その責を有する機関

として、個人情報の保護その他必要な対応には万全を尽くされたいこと。

そのためには、例えば、J－LISとの委託契約等の内容に関し、初期の内容・状態を安易に継続させず、必要がある場合には町側から見直しを提案する等、個人情報の漏えい事案の防止に向けた対応に積極的に取り組まれたいこと。

- ・ コンビニ交付のための端末機が実際に設置され、そのサービス利用者である住民が訪れ、証明書の交付を受けるコンビニエンスストア等の取扱店においては、当該住民以外の者の出入りも当然に多く、その客層も様々であることが通常である。取扱店の店主及び従業員による不正並びに個人番号カードや証明書の置き忘れ等といった事案への対応に関しては、提示のあった「コンビニ事業者等におけるセキュリティについて」及び「証明書等自動交付事務委託仕様書」により示されているところであるが、個人情報の漏えい防止について徹底すべく、このサービスの提供に関する全ての者に対し守秘義務を徹底する等、提示された内容の厳格な運用が図られるよう、J－LISはもとより、警察等関係機関との連携を常に密なものとされたいこと。
- ・ コンビニ交付の利便性を広く周知し、これを浸透させることは否定されないものの、住民の高齢化等が進む現状に鑑みたとき、まずは、個人番号カードの取扱い等に当たり留意すべき事項について周知徹底する必要に着眼し、必要な対応を求めるものであること。

4 参考（審査会における処理の経過）

年 月 日	処 理 概 要
平成28年 9月 5日	諮詢書の受理
平成28年 9月 6日	諮詢書（添付資料を含む。）の内容の各委員に対する事前提示
平成28年 9月 29日	平成28年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 <ul style="list-style-type: none">・ 謝辞実施機関（担当：町企画課）による説明・ 審議（質疑応答を含む。）
平成28年11月 7日	平成28年度第2回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 <ul style="list-style-type: none">・ 謝辞実施機関（担当：町企画課）による補足説明等・ 審議（質疑応答を含む。）
平成28年11月 21日	諮詢実施機関に対する答申